

カルテル、賄賂への対応方針

株式会社コンセプトアンドデザインは公正な商取引を行う上で違法行為にあたるカルテル、賄賂への対応を下記に記す。

贈収賄の禁止

(1)国内外を問わず、また、直接・間接を問わず、何人に対しても営業上の不正な利益を得るための金品及び経済的利益(賄賂)の供与、申出、約束は行わない。また、賄賂の受領、要求、約束も行わない。

(2)日本の刑法・不正競争防止法、米国の海外腐敗行為防止法(FCPA)等贈収賄の禁止に関する関係各国の法令を遵守し、公務員に対する贈賄行為防止に努めます。

求められる行動(カルテルの禁止)

(1)全ての取引先と公正かつ透明な取引を行う。

(2)同業他社が禁止された反競争的活動を行う意図で接触してきた場合に決してそれに応じない。

(3)同業他社との会議、打合せ時に禁止行為に抵触するリスク(下記(※)②に該当すること)を感じたら、すぐに打合せを中止、退席し、その旨を記録する。

(4)業界団体の会合において、反競争的な行動、またそのおそれがある行動(下記(※)②に該当すること)がされた時は、反対表明を行うか、もしくはすぐに退席するかして、その旨を記録する。

(※)競争法違反となる事例

①競合他社との間で公正な競争を阻害するような合意、協定を行うこと。

②競合他社に市場に影響を与えうる機密情報(価格、入札、値引き、契約条件、コスト、利益、その他競争優位の源泉となる営業秘密)について話すこと。

③官庁関係からの受注案件の受注調整に参加すること。

④受注する意思が無い入札に他者からの依頼に応じて参加したり、また、受注する意思が無

い他社に対し、入札に参加することを提案したりすること。

⑤ある取引業者に対し、差別的対価を設定すること。

⑥同業他社と市場や顧客の分割を行うこと。

***カルテルとは**

事業者(業界団体含む)が相互に連絡を取り、本来自主的に決めるべき商品の価格や販売・生産数量を共同で取り決める行為

***主なカルテルの形態**

価格カルテル カルテルに参加する企業同士で話し合いなどを行って価格を決定し、不当に利益を上げる形態

数量制限カルテル カルテルに参加する企業が労働力や設備稼働時間などの削減を行い、生産量や販売量を調整する形態

販路カルテル カルテルに参加する企業同士で、取引の相手先や取引地域などを予め決定してしまう形態

***競争法の域外適用とは**

外国で行われた行為であっても自国の市場に競争制限的効果が及ぶ場合(例えば、自国が輸入している製品について輸出国側の企業が価格カルテルを行っている場合)に、当該行為に対して自国の競争法を適用すること。

株式会社コンセプトアンドデザイン

代表取締役 廣瀬達也